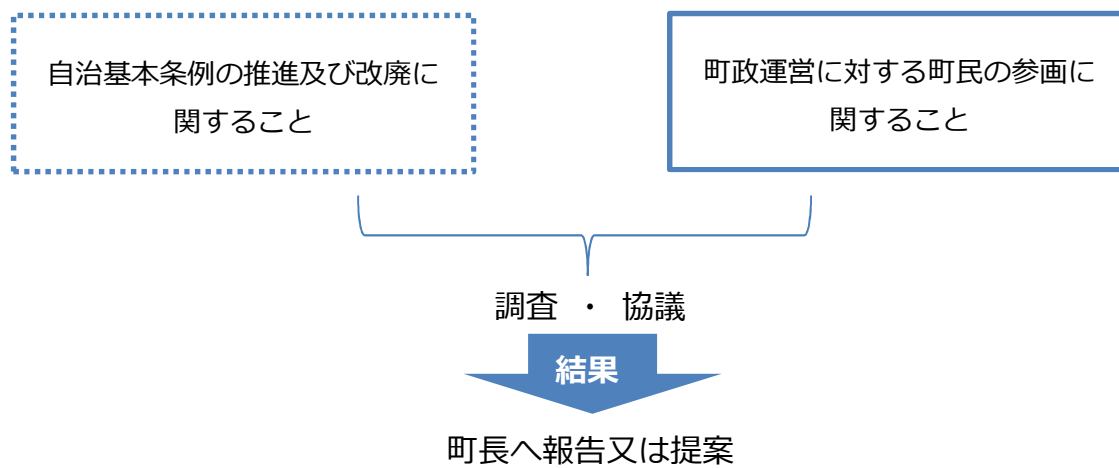


第 6 期 寒川町まちづくり推進会議の検討課題について（案）

1. 基本 ～まちづくり推進会議の役割～



2. 現状課題及び第 6 期の検討項目（案）

（1）パブリックコメント制度の見直しについて

パブリックコメント制度については、「寒川町パブリックコメント手続に関する規則」（資料 4）に基づき、基本的な方針や条例等の策定や改定の際に実施している。しかし、資料 5 のとおり、提出される意見数は減少傾向にあり、反映数も平成 29 年度はないという結果になっている。平成 27 年度にまちづくり推進会議で実施したアンケートにおいても、パブリックコメントを「知らない」と回答した人が 54.4%に達しており、周知が行き届いていないという点も課題の一点となっている。

その一方で、基本的な方針（計画）の策定にあたっては、①各審議会等（公募委員や当事者、あるいは専門家）での議論を経ている、②利用者やサービス受給者などへのアンケートを実施し、その結果を反映しており、町民の意見等を反映するためにほかの方法も併用している。

以上から、町民の意見等を広く集めるための方法をパブリックコメント制度の見直しに限らず、そのほか例えば住民説明会などの手法を併用するなどの検討を提案する。

（2）総合計画について

従前の総合計画は地方自治法第 2 条第 4 項において、『市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政を定め、これに即して行うようにしなければならない。』していたが、平成 23 年 5 月 2 日に地方自治法の一部を改正する法律が公布、同年 8 月 1 日に施行され、上記条項が削除された。

※総合計画そのものや基本構想の作成が不要になったということではなく、「法律により国が計画策定を義務付けるのではなく、市町村が自らのことは自らが決める」ことへの転換がはかれたことを意味する。

このような事情から、総合計画を自治基本条例に位置付けている他市町村も多く、町企画部においても自治基本条例で位置づけをしたいという意向であり、自治基本条例内に総合計画を位置付けることへの可否を提案する。

3. ご意見を求めることが想定される事項

- ・みんなの協働事業提案制度モデル事業の見直し

モデル事業として平成 27～29 年度まで実施してきたが、これまでの課題を踏まえて、30 年度で事業の見直しを行い、31 年度に事業の募集、32 年度から新たに事業実施をする見込み。見直し段階でまちづくり推進会議にもご意見をいただく予定です。

4. 報告事項

- ・市民討議会
- ・会議の公開、パブコメの実施状況等